福祉のまちづくり委員会 位置付け 【課題だと思っていること】 【課題だと思っていること】 【課題だと思っていること】 支援対象者のより予防的な発見 「制度・サービスつなぎ」のみで 人口減少、少子高齢化などに (早期発見)と住民の身近な場で 支援を完結しない専門機関の よる地域(地縁組織)の担い手 の社会参加となる機会や場所等 意識の醸成 の減少 の創出 社会福祉審議会 地域福祉部会 【今後どうしていこう?】 【今後どうしていこう?】 【今後どうしていこう?】 「世帯まるごと」、「社会的孤立 地縁組織の福祉活動者と興味・ 支援対象者に気づき、専門機関 の防止」、「社会参加」までを支 関心に拠るまちづくりの活動者 へつなぎながらも、支援対象者 援のゴールとする専門機関職員 が出会い学び合う機会や場所 とつながり続けるための住民と の意識の醸成と多機関協働を 地域福祉計画 進捗管理・評価 等の創出 専門機関との連携を促進する体 推進する体制の確立 制の確立 地域づくり 相談支援 参加支援 (まちづくり) (多機関協働) 福祉のまちづくり委員会 多機関協働推進委員会 【目的】 【目的】 相談支援と参加支援のつながりを中心に、地域づくりも意識しながら 住み慣れた地域で、孤立することなく、安心した生活を営めるように多様な 協議し、必要に応じて、プロジェクト活動で取組を推進する体制を構築する 主体のよる協働を促進し、地域福祉を推進していく 【所掌】 課題 課題 【所掌】 (1) 重層的支援体制整備事業の進捗管理及び評価に関すること。 地域住民等の 専門職の (1) 地域福祉のネットワークの充実に関すること。 (2) 相談支援、参加支援や地域づくりを意識した多機関が協働する 地域活動・見守り (2) 地域福祉における多様な主体の協働促進に関すること。 個別相談·支援 体制の整備に関すること。 (3) 地域公益事業・専門機関と住民連携に関すること。 (3) 前号の課題解決に向けた具体的な活動の推進に関すること。 専門職間の 地域住民等の 【委員】 【委員】 協働 話し合い・協働 学識/高齢分野/障がい分野/児童福祉分野/外国人分野/ 学識/司法/保健、医療/商工、労働機関/権利擁護/ 地域福祉活動関係/行政/その他市長が必要と認めた者 高齢分野/障がい分野/若者相談/福祉団体/児童福祉/ 学校教育/市民参画/行政/その他市長が必要と認めた者 【申し送り事項】 【申し送り事項】 ・地域で暮らしていくことが楽しい、見守り・迎え入れるやさしい地域づくり [所掌(1)] ・福祉のまちづくり委員会で抽出された課題への専門職協働によるバックアップ[所掌(3)] ・予防的な早期発見ができる地域づくり [所掌(1)] ・住民の身近な場での社会参加となる機会や場所等の創出「所掌(1)(2)] ・世帯をまるごと捉え、他分野や社会参加も意識した協働や専門職の意識醸成[所掌(2)] ・地縁組織の福祉活動者と興味・関心に拠るまちづくりの活動者が出会い学び合う ・地域住民への相談窓口や支援の仕組みの啓発「所掌(3)] 機会や場所等の創出 [所掌(2)] ・地域住民と専門職が顔を合わせる場、話し合う場の創出による住民と専門職の 連携の促進[所掌(3)] ・子どもを地域で育てる(孤立防止・学びの機会)まちづくり [所掌(1)] ・地域住民と専門職が顔を合わせる場、話し合う場の創出による住民と専門職の 連携の促進 [所掌(3)] 重層的支援体制整備 相談支援(多機関協働)に 地域づくり(まちづくり)に 地域福祉推進協議会 関することを継承 関することを継承 【目的】 住み慣れた地域で、安心した生活を営めるように保健、医療及び福祉の課 題の把握、支援等について検討し、地域福祉を推進していく R5~多機関協働へ拡大 【所掌】

(1) 保健、医療及び福祉の総合調整に関すること。

に関すること。 (5) 地域公益事業に関すること。 (6) 関係機関との連携に関すること。

(2) 地域発信型ネットワークシステムの充実に関すること。 (3) 市の福祉施策に関する提案を検討すること。

(4) 地域の福祉課題及び地域に求められる福祉サービスの内容

これまでの取組は別紙参照

生活困窮分野は

専門部会化

生活困窮者自立支援協議会